

## 浜岡原子力発電所周辺等環境放射能調査結果（速報）

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき実施している発電所周辺の環境放射能調査において、過去の変動幅を上回る放射能を測定したので、お知らせします。

5月11日付の前の報告以降、下記の試料において過去の変動幅を上回りましたが、調査の結果、浜岡原子力発電所の影響ではなく、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響と推定しています。

茶葉及び飲用茶について、飲食物摂取制限に関する指標（暫定規制値）を下回っています。また、公衆の年間被ばく線量限度1mSv/年も下回っており、健康への影響を心配するレベルではありません。

## 記

## 1 測定結果

## (1) 茶葉

表 1

単位：Bq/kg 生

		$^{134}\text{Cs}$	$^{137}\text{Cs}$	$^{131}\text{I}$	$^{40}\text{K}$
御前崎市 （5/10 採取）	監視センター	37.3	37.7	0.51	152
	中部電力(株)	33.5	40.4	0.61	150
牧之原市内 （5/6 採取）	監視センター	44.6	45.5	0.77	138
	中部電力(株)	36.0	43.5	0.85	136.3
	過去の変動幅*	検出されず	検出されず～0.080	検出されず	— (自然放射性物質)

※過去の変動幅は、浜岡原子力発電所周辺で測定された値（過去 10 年）です。

## 【参考】

茶葉（文部科学省からの委託により実施した調査）

表 1-2

単位：Bq/kg 生

	$^{134}\text{Cs}$	$^{137}\text{Cs}$	$^{131}\text{I}$
伊豆市内（5/9 採取）	184	195	2.34
磐田市内（5/9 採取）	22.3	23.4	0.37
過去の変動幅*	検出されず	(伊豆) 検出されず (磐田) 0.020～0.076	検出されず

※過去の変動幅は、過去 3 年の値です。

飲用茶\*（県独自の調査）

表 1-3

単位：Bq/kg

	$^{134}\text{Cs}$	$^{137}\text{Cs}$	$^{131}\text{I}$
伊豆市内（5/15 採取）	6.6	7.3	検出されず

※「飲用茶」とは製茶した茶葉 10g を 430ml、90℃の湯で 60 秒間浸出したもの

## (2) 降下物（御前崎市池新田、採取期間 4/1～5/1）

表 2

単位：Bq/m<sup>2</sup>

	$^{134}\text{Cs}$	$^{137}\text{Cs}$	$^{131}\text{I}^{*1}$	$^{40}\text{K}$	$^7\text{Be}$
監視センター	57.4	58.9	18.5	3.3	227
中部電力(株)	55.4	65.1	19.0	3.6	271
過去の変動幅*	検出されず	検出されず～0.12	検出されず	— (自然放射性物質)	— (自然放射性物質)

※1 過去の変動幅は、浜岡原子力発電所周辺で測定された値（過去 10 年）です。

<参考>

表3 飲食物摂取制限に関する指標（暫定規制値）抜粋編集

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (代表核種 I-131)	飲料水	300
	牛乳※、乳製品※	
	野菜類（根菜、芋類を除く）、魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳、乳製品	
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500

※ 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

2 原因調査

環境放射能調査結果の評価方法に基づき、上限超過事象に影響を与えると考えられる項目について調査を行いました。

- (1) 測定系およびデータ伝送・処理系の健全性
- (2) 降雨等による自然放射線の変化による影響
- (3) 前処理・測定の妥当性
- (4) 核爆発実験等の影響
- (5) 統計に基づく変動の検討
- (6) その他

3 原因の推定

原因を調査した結果、前処理等に問題は見られず、浜岡原子力発電所の運転状況や排気筒、放水口モニタ等に変化が認められないことから、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響が考えられます。

4 検出された放射能の影響について

①飲食物摂取制限に関する指標（暫定規制値）との比較

茶葉及び飲用茶では、放射性セシウムについて、表3に記載の飲食物摂取制限に関する指標（暫定規制値）を下回っています。

②公衆の年間被ばく線量限度との比較

茶葉から検出された放射性物質による年間被ばく線量を「環境放射線モニタリングに関する指針」に基づき評価した結果は、表4のとおり、0.0221 mSv/年であり、公衆の年間被ばく線量限度 1mSv/年を下回り、健康への影響を心配するレベルではありません。

表4 茶葉から検出された放射性物質による実効線量評価 mSv/年

	被ばく量	年線量限度との比較	備考（計算条件）
茶葉※	0.0221	約 1/45	摂取量 生葉 10g/日

※ 製茶の摂取量を1日2gとし、製茶1gあたりに使用する生葉を5gとしたため、生葉換算で1日あたり10gとした。また、お湯による放射性物質の抽出率は100%と仮定しました。

なお、製茶の摂取量は、総務省「家計調査年報」から、静岡市の1世帯あたりの購入数量を、世帯人数で割って求めました。(H21年度)